

薩摩川内市次世代エネルギー事業推進補助金 “固定資産税キャッシュバック制度”のご案内



次世代エネルギー
超スマート！薩摩川内市
～みんなで創るエネルギーのまちの未来～

薩摩川内市商工観光部
次世代エネルギー課

1. 目的

- 本市内において、次世代エネルギー発電施設を立地する事業者に対して、本市の次世代エネルギーの導入促進及びそれを活かした経済の浮揚、地域の活性化を図ることを目的として実施するものです。

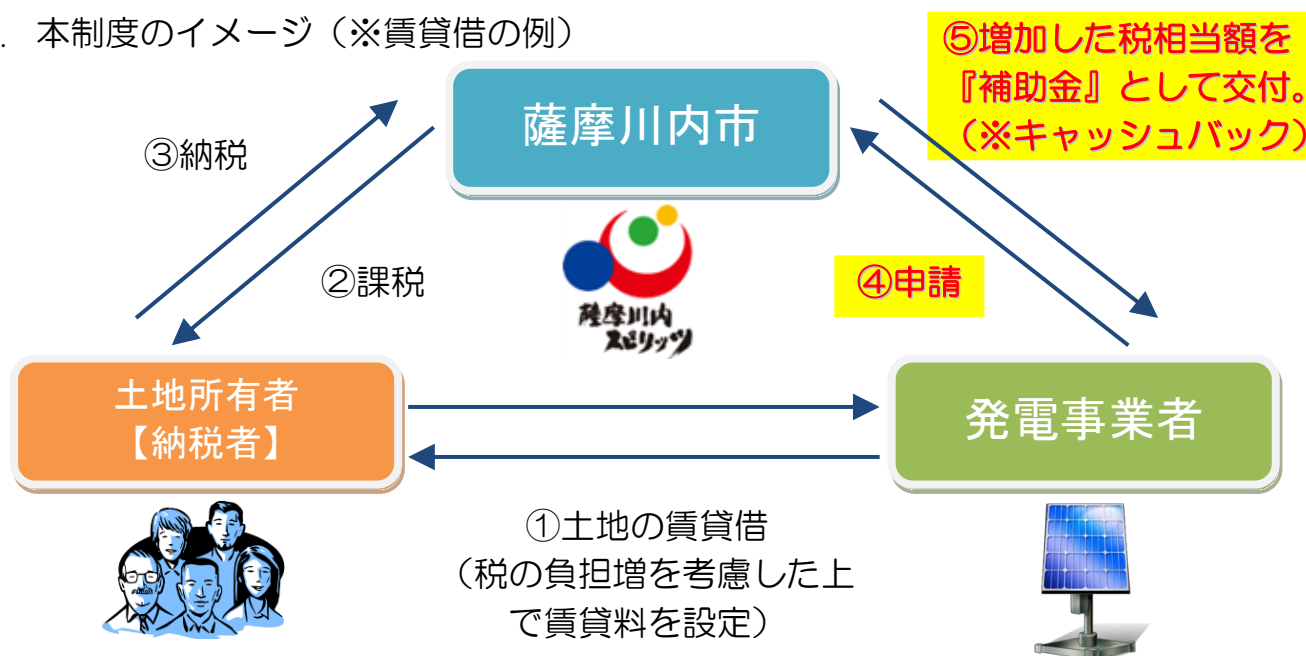
2. 補助対象

- 本市内において、土地・建物（※償却資産は除く）の貸借を含む取得等により、次世代エネルギー発電事業を業務として行う事業者（**小出力発電設備【太陽光：出力50kW未満、風力：出力20kW未満、水力：出力20kW未満等】を除く**）を対象とします。
- 関係条例の施行（平成25年4月1日）前から、保有されている自社用地での事業は、本制度の対象とはなりません。**

3. 補助金額

- 補助金の額は、当該事業に係る**増加した次世代エネルギー発電施設に係る土地・建物の固定資産税相当額（※償却資産は除く）**とします。
- 補助金は、3年度に渡り交付しますが、単年度の交付額としては、**100万円を限度額**とします。**（※毎年度の申請が必要です。）**
- 対象期間内（課税開始後3年間）の各年度の交付額は、交付初年度の補助金額と同額となります。

4. 本制度のイメージ（※賃貸借の例）



5. 提出書類及び申請手続き（※黄塗りが申請者において必要な手続きです。）

① 指定申請書【様式1】の提出（申請者→市）

- ・ 原則として、**施設稼動前**に『指定申請書』の提出が必要です。

【添付書類】

- (ア) 名称や発電容量、土地の地番や面積等の概要が分かる書類
(例：パンフレット、事業計画書等)
- (イ) 施設図面、現地案内図
- (ウ) 施設の状況写真
- (エ) 売買、賃貸借等の契約関係を明らかにする書類
(契約書、全部事項証明書の写し等)

② 企業立地審査会・次世代エネルギー部会での審査（市）

③ 指定書【様式2】の送付（市→申請者）

④ 交付申請書【様式3】の提出（申請者→市）

- ・ **当該土地等の固定資産税を全て納付して頂いた後**、『交付申請書』の提出が必要です。
- ・ **固定資産税第4期（12月）の納期限後1箇月以内にご申請ください。**

【添付書類】

- (ア) 次世代エネルギー事業推進補助金の額の積算を証する書類
- (イ) 当該用地の変更前後の税額を明らかにする書類
- (ウ) 滞納がない証明、固定資産税全期分の領収書の写し等
(固定資産公課証明書、固定資産税課税明細書、固定資産課税台帳の写し等)

⑤ 交付決定通知【様式4】の送付（市→申請者）

⑥ 補助金請求書【様式5】（申請者→市）

- ・ 『交付決定通知』を受領後、『補助金請求書』の提出が必要です。

【添付書類】

振込先口座の写し

※ 本制度の詳しい内容、ご不明な点等については、[『薩摩川内市次世代エネルギーウェブサイト』](http://jisedai-energy-satsumasendai.jp/) (<http://jisedai-energy-satsumasendai.jp/>) をご覧頂るか、市役所本庁5Fの[次世代エネルギー課](#) (23-5111 内線:5522) までお問合せください。

薩摩川内市 次世代エネルギー



検索